

平成17年分所得税・市県民税

申告は3月15日まで

申告書の提出は、郵送もご利用ください

所得税

所得税では、納税者が1年間の所得金額と税額を正しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と税額を計算し、3月15日までに西宮税務署へ申告と納税をしてください(納付書は税務署、金融機関にあります)。

事業所得や不動産所得などのある人で、昨年中の所得の合計額から、控除合計額を差し引き、その残額をもとにして計算した税額が、配当控除額と定率減税額との合計額よりも多い人

消費税

給与所得者で、給与の年収が2000万円を超え、2カ所以上から給与を受けている人など

なお、この確定申告をする人は、市県民税の申告を必要ありません。

医療費控除など
還付申告を
所得税を源泉徴収された人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受け、退職して年末調整を受けていない人は、確定申告をすると税金が還付される場合があります。

還付申告(2月15日以前でも受付)は、確定申告の手引きなどを参考にすると簡単に記入できます。

平成17年分の所得税の確定申告と納税、個人市県民税の申告の受付期間は、2月16日から3月15日まで(土・日曜を除く)です。期限が近づくと窓口は混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。また、申告書の提出は郵送もご利用ください。

《問合せ先・申告書の郵送あて先》

◆所得税について

西宮税務署個人課税部門(〒662-8585江上町3-35 ☎0798・34・3930) 税務相談室西宮分室(0798・23・0089)

▷タックスアンサー(078・321・1144 ホームページhttp://www.taxanswer.nta.go.jp) ...自動音声・FAXによる回答

◆市県民税について

市役所市民税グループ(〒662-8567六湛寺町10-3 ☎0798・35・3214)

相談会場をご利用ください

申告書も提出できます

西宮税務署は、平成17年分の確定申告の相談会場を下表のとおり開設します。近畿税理士会西宮支部の税理士が申告書の作成方法などについてアドバイスします。申告書の提出もできますので、ぜひご利用ください。相談無料。不動産や株式の譲渡、贈与税等については、西宮税務署またはアピアホール会場でご相談ください。

なお、アピアホール会場では、2月15日まで医療費控除などの還付申告のための「還付申告相談センター」を併設しています。

問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

各会場へは電車・バスなどでご来場ください

確定申告相談会場

相談会場	開設期間 (土・日曜、祝日を除く)	開設時間
西宮商工会館別館(樫塚町)	3月10日まで	午前9時半～正午と 午後1時～4時
アピアホール(阪急逆瀬川駅前)	3月9日まで	午後1時～4時

西宮商工会館別館会場は、還付申告専用会場です(住宅借入金等特別控除を受ける人を除く) 来場者多数の場合、最終受付時間を繰り上げることがあります

ある人は、青色申告を受けることにより、様々な特典を受けることができます。

3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出すると、平成18年以降の確定申告を青色申告することが出来ます。

市県民税

申告は市民税グループ、各支所などへ

市は、市民税グループ、各支所などで平成18年度の個人市県民税の申告を受け付けます(左下表参照)。

平成18年1月1日現在、市内在住者で次の条件に該当する人は、市県民税の申告をしてください(所得税の確定申告をする人は、この申告をする必要はありません)。

申告の際は、国民年金などの領収書を持参してください。なお、国民年金保険料の納付額等は、西宮社会保険事務所(0798・33・1285)へお問い合わせください。

昨年中の合計所得金額が33万円を超える人

西宮税務署の申告相談 2月19・26日の日曜日も実施

西宮税務署は、2月19・26日の日曜日も、確定申告の相談、申告書の受付を行います(通常窓口は土・日曜、祝日は開設していません)。この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

市県民税の申告受付会場

会場	開設期間 (土・日曜を除く)	受付時間
市役所本庁舎2階	2月16日～3月15日	午前9時～午後5時
塩瀬支所		午前9時～正午 と 午後0時45分～5時
山口支所	2月20日～24日	午前9時半～正午 と 午後0時45分～4時
甲東支所	2月22日～28日	午前9時半～正午 と 午後0時45分～4時
瓦木公民館	3月1日～8日	午前9時半～正午 と 午後0時45分～4時
鳴尾支所		

各会場へは電車・バスなどでご来場ください

税金の納付に 口座振替をご利用ください

税金の納付には、口座振替が大変便利です。納期ごとに、わざわざ金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れの心配もありません。お忙しい人、不在がちな人には特に便利です。ぜひご利用ください。

【問合せ先】市税 市県民税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、軽自動車税：市税務管理グループ(0798・35・3234) 国税 申告所得税 個人事業者の消費税：西宮税務署(0798・34・3930) 県税 自動車税 個人事業税：西宮税務事務所(0798・23・7788)

1年分の税金がかかります。すでに所有していないのに廃車や譲渡の手続きをしていない人は、3月中に手続きを済ませてください。手続きの無い場合は、平成18年度も引き続き課税されますのでご注意ください。

問合せは税務管理グループ(0798・35・3209)へ。

軽自動車税

廃車手続きなどは3月中に

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車を所有している人に

民相談課(市役所本庁舎1階)で行います。税理士、県税事務所職員、市の職員が対応します。

問合せは市税務管理グループ(0798・35・3200)へ。

3月の 税務相談

市は税務相談を3月9日の午後1時から3時までで

【出火原因】放火：57件 たばこ：19件 こんろ：16件 その他合計：61件

【救急】救急出動件数は1万8261件(前年より1182件増加)で、急病による出動が60.6%を占めました。搬送人員は1万6786人(前年より11件減少)で、交通事故による出動が51.2%を占めました。

【救助】救急出動件数は3244件(前年より11件減少)で、交通事故による出動が13件増加と救助人員131人(2人増加)の内訳は、いずれも建物事故がトップとなりました。

【事故種別出動件数】交通事故：166件 建物事故：88件 その他の事故：39件 火災：22件 水難事故：8件 機械事故：1件

平成17年消防概況とまる 救急出動は年々増加傾向に

消防局は、平成17年中の消防概況をまとめました。その概要をお知らせします。

【火災種別】この出火件数は、建物火災：86件 車両火災：34件 その他火災：28件 林野火災：3件 船舶・爆発火災：各1件

【火災種別】この出火件数は、建物火災：86件 車両火災：34件 その他火災：28件 林野火災：3件 船舶・爆発火災：各1件

【火災】出火件数は153件(前年より68件増加)で2・4日に1件発生し、月別では9月・12月が最も多く、8月が続いています。

また、火災による死者は4人、負傷者は31人です。出火原因は、放火(疑い含む)が20年間続けて第1位となり、57件です。損害総額は4億3146万5000円(3億8143万1000円増加)です。

【火災種別】この出火件数は、建物火災：86件 車両火災：34件 その他火災：28件 林野火災：3件 船舶・爆発火災：各1件

【救急】救急出動件数は1万8261件(前年より1182件増加)で、急病による出動が60.6%を占めました。搬送人員は1万6786人(前年より11件減少)で、交通事故による出動が51.2%を占めました。

【救助】救急出動件数は3244件(前年より11件減少)で、交通事故による出動が13件増加と救助人員131人(2人増加)の内訳は、いずれも建物事故がトップとなりました。

【事故種別出動件数】交通事故：166件 建物事故：88件 その他の事故：39件 火災：22件 水難事故：8件 機械事故：1件